

THE JOURNAL OF
JAPANESE HISTORY OF PHARMACY

薬史学雑誌

Vol. 11, No 2.

1976

—目 次—

原 報

徐之才薬対に関する研究 後藤志朗・長沢元夫..... 1

総 説

戦後の薬事行政 伊 藤 和 洋.....12

戦後の製薬事情 宗 田 一.....15

雑 録

書 評20

会 務 報 告22

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

Nihon University, Pharmaceutical Institute,
Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

薬史学誌

J. His. Pharm.

日 本 薬 史 学 会

日本薬史学会々則

第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society of History of Pharmacy と名付ける。

第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会（毎年日本薬学会の年会の時に行う）
2. 例会（研究発表会、集談会）
3. 講演会、シンポジウム、ゼミナール、その他
4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行、当分の間年2回とする。
5. 資料の収集、資料目録の作製。
6. 薬史学教育の指導ならびに普及。
7. その他必要と認める事業

第4条 本会の事業目的に賛成し、その目的の達成に協力しようとする人をもって会員とする。

第5条 本会の会員は会費として年額 1,500 円を前納しなければならない。但し学年は年額 500 円とする。賛助会員は本会の事業を協賛する人または団体とする。賛助会員は年額 10,000 円とする。

第6条 本会に次の役員をおく。会長 1 名、幹事若干名、評議員若干名、役員の

任期は 2 カ年とし重任することを認める。

1. 会長は総会で会員の互選によって選び、本会を代表し会務を総理する。
2. 幹事は総会で会員の互選によって選び、会長を補佐して会務を担当する。
3. 幹事中若干名を常任幹事とし、日常の会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。
4. 評議員は会長の推薦による。

第7条 本会に事務担当者若干名をおく。運営委員会は会長これを委嘱し、常任幹事の指示を受けて日常の事務をとる。

第8条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。

第9条 本会は会長の承認により支部又は部会を設けることができる。

第10条 本会の会則を改正するには総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。

第11条 本会の年度は暦年（1 月より 12 月まで）とする。

第12条 本会の事務所は東京都千代田区神田駿河台日本大学理工学部薬学科内におく。

日本薬史学会役員(1976年 5月現在)

会 長	木 村 雄 四 郎
幹 事 (常 任)	吉 田 千代田 長 沢 元 夫
(庶務会計)	滝 戸 道 夫
(編 集)	三 浦 三 郎
(監 事)	川 瀬 清
	伊 藤 和 洋 根 本 曾代子
(地 方)	宗 田 一 難 波 恒 雄

「徐之才藥対」に関する研究

後藤志朗*・長沢元夫**

Studies on “Xu Zhi-cai Yao-dui”, a book of Chinese Materia Medica written in the 6th Century.

Shiro GOTOO* and Motoo NAGASAWA**

In ancient China, they had three kinds of scripts of materia medica named “Yao-dui”. The oldest “Lei-gong Yao-dui” and “Xu Zhi-cai Yao-dui”, “Zhang Miao Yao-dui”, these three “Yao-dui” were confused in famous books of Chinese Materia Medica—“Zheng-lei Ben-cai” in the Sung Dynasty and “Ben-cai Gang-mu” in the Ming Dynasty, so it has been believed that the author of these “Yao-dui” was Xu Zhi-cai. By our comparative study, it became clear that many drugs were put in order of disease in “Xu Zhi-cai Yao-dui” differing very markedly from “Lei-gong Yao-dui”, and that the 3rd and the 4th volumes of “Ben-cai Gang-mu” greatly enlarged the mention of this “Yao-dui” was written by Li Shi-zhen.

一般に「薬対」は、徐之才が著わしたといわれているが、そのほかに「雷公薬対」「張苗薬対」がある。しかし、「証類本草」でも「本草綱目」でも、徐之才の文章とされているものの中に、これらが混入し、「徐之才薬対」の真の姿が不明になっている。「雷公薬対」には薬物の配合が論じられていること、そしてその内容が処方形成の過程に重要な役割を果していることを、我々は既に論述した¹⁾。そこで本稿は、「徐之才薬対」の内容を明確にすることを目的としたものである。

1. 「薬対」の評価

「薬対」は、「嘉祐補注神農本草」（以下「嘉祐本草」と略す）を編纂するにあたり、引用された16の薬物書のうちの1つである。

「嘉祐本草」とは、嘉祐二年（1057年）、北宋の仁宗皇帝の勅命によって「開宝重定本草」を増訂したもので、嘉祐六年（1061年）に完成し、皇帝より名を賜わったものである。

この作業に従事したのは、太常少卿直集賢院の掌禹錫、職方員外郎秘閣校理の林億、殿中丞秘閣校理の張洞、同じく校勘の蘇頌、光祿寺丞の高保衡らの儒者達であった。彼らは、北宋の後期における国家事業としての医薬書の校正の際の中心人物である。

この本草に対する彼らの校正態度は、次に示すその序文からうかがうことができる。

「今、開宝重定の本を以て正と為す。其の分布の卷類・経注は雑糅し、間（まじ）うるに朱墨を以てするは、並（とも）に旧例に従って復とは釐改せず。凡そ補注は並（とも）に諸書の所説に拠るも、其の意義に旧文と相参（まじ）わる者は則ち刪削に従（より）、以て重複を避く。其れ旧より已に著見すれども意いまだ完ならず、後の書に復言うものあらば、また具にこれを存し、詳にして曉（さと）し易からんことを欲す。仍ち条毎に並べ、朱を以て其の端に書して臣等謹みて某書を按ずると云い、某事を云う。その別に条を立てるものは則ちその末に解して、某書に見ゆと云う。」

即ち、「開宝重定本草」を改定することを

*日本古医学資料センター

**東京理科大学、薬学部

目標とするが、構成や形態をかえることはしない。又「臣等謹みて某書を按ずる」と白字で、細字双行の注をつけたところは、実際にその書物を調べて、「唐本草」「蜀本草」「開宝本草」などで不完全な引用をしてある場合に、完全な記述にするために補充した部分であるといっている。その上に、旧本草の内容を増補できる書物、「薬対」「薬性論」「日華子諸家本草」「四声本草」「刪繁本草」などの薬物書、を悉く参照し、その内容を記載している。校正に際し、これほどまでに慎重を期した本草書は、これ以外にはないので、「嘉祐本草」の注は最も貴重なものといえることができる。そして参考にされた薬物書は、「嘉祐本草」の中でしか覧られないので、この本草書の価値は一層高まるのである。

引用した16の薬物書に対して、解題をも施している。そこでは、「薬対」について次のような解説が付いている。

「北齊の尚書令の西陽王徐之才撰す。衆薬の名品の君臣佐使、性毒相反及び主る所の疾病を以て、分類して之を記す。凡そ二卷。旧本草の多くは引を以て抛りどころと為す。其れ病を治め薬を用うということ最も詳なり。」

(北齊尚書令西陽王徐之才撰。以衆薬名品、君臣佐使、性毒相反及所主疾病、分類而記之。凡二卷。旧本草多引以為抛。其言治病用薬最詳。)

この内容から「薬対」は、徐之才が撰しており、旧い本草書の多くに引用されていたことが分る。この表現から「薬対」が重要な文献の1つとして活用されたことが推察できる。

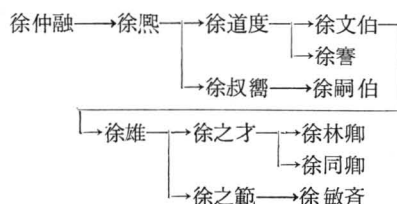
名医として誉れの高い徐氏家の医薬書のいくつか、経籍志類に記載されているが、それらは既にみることでできないので、この「薬対」は、より価値のあるものとなるであろう。

「嘉祐本草」でこれほど高く評価されていたにも拘らず、わが国でこの書について言及した人が一人もいないのは、古方派の人々が本草書を軽視したことと関係があるであろう。

2. 徐之才の「薬対」の内容

徐之才の「薬対」の内容は、「嘉祐本草」「図経本草」を合併し、北宋の末に編纂された「証類本草」で確認することができる。但し、卷一序例上の「臣禹錫等謹按徐之才薬対……」は、徐之才のものでなく、張苗のものである。徐之才のは、卷二序例下の「臣禹錫等謹按薬対」の文章の後に同じ形式で収載され、その数はやや増加している。又、明代の「本草綱目」の卷三・四の「百病主治薬」では、出典を附さないで「徐之才薬対」を用いそれを著しく増補した形になっている。各論の気味の項にある「之才曰」の文は徐之才のものでなく「雷公薬対」のものである。また各論の主治の項に「之才」とある文がわずかに存在するが、これは引用書目に記されている「徐氏家伝方」からの引用であると推定する。卷一の十剂の項の徐之才の説とされているものは陳蔵器の説であることはすでに岡西為人氏²⁾が発表している。

徐之才は、北齊の人、家は代々医者であり、吉田意安の「歴代名医伝略³⁾」に依れば、次のような家系である。



陶弘景の「本草經集注」の序録には、徐之才の祖父である徐文伯と徐嗣伯の名が載っている。徐之才の父親の徐雄は、弘景と同じく南齊に任えていた。しかしながら、徐雄の名が序録にみえないのは、恐らく、徐之才の活躍した年代を考え併せてみると、徐雄の方が弘景より若いからであろう。このような関係から、徐之才は「薬対」を増補するにあたり、弘景の「本草經集注」も参考にしていることが充分考えられる。

「証類本草」では、序例下に、弘景の諸病通用薬（弘景は諸痛通用薬とは称してはなく

て、ただ疾病で区分しているだけであるが、禹錫らは、それを、驚邪通用薬・金瘡通用薬・難産通用薬などと記している（ここで、それらを一括した名称として用いる）の83疾病のうち約70疾病に対して、「臣禹錫等謹按薬対」という形式で、薬物が増補されている。その他に「臣禹錫等謹按序例所載外薬対主療如後」といって、弘景の諸病通用薬以外に「薬対」に拠って、「出汗」以下9種類の疾病と、それに対応する薬物・約90種を載せている。

禹錫らの「薬対」の解題にある「衆薬の名品の君臣佐使、性毒相反及び主る所の疾病を以て、分類して之を記す」ということは、次に示すような形式をとっていることである。

風眩

芎藭 温 臣

防風 微温 主頭眩顛倒大風湿痺 臣

人参 微温 主頭眩軫 君

兔頭骨 平 臣

頭面風

皂莢 温 主風眩 使

巴戟天 微温 主頭面風 君

白芷 温 主頭面風 臣

防風 温 治頭面来去風氣 臣

疾病ごとにそれに対応する薬物の用い方を具体的に記載しているが、ここで用いられている君臣佐使は「神農本草経」の序録の「薬に君臣佐使ありて、以て相い宜撰す。合和にはよろしく一君二臣三佐五使を用うべし。また一君三臣九佐使なるべし。」という配合に関したのではなく、「上薬一百二十種は君となす。命を養うをつかさどり、以て天に应ず。無毒……」「中薬一百二十種は臣となす。性を養うをつかさどり、以て人に应ず。無毒、有毒……」「下薬一百二十五種は佐使となす。病を治すをつかさどり、以て地に应ず。多毒……」の意味で使われている。それは「薬対」には佐薬がなく、有毒・無毒の記述もないことから推定できる。

徐之才の分類は、弘景のそれとは若干異な

っている。例えば、芎藭や防風を徐之才は臣としているが、弘景は君としている。これは薬物の毒の有無の判別や用い方が、当時の薬物書によってかなりの相違があるのだから取りたてて問題にする必要はない。

性毒相反とは、「服薬食忌例」にある「有甘草勿食海藻」及び「雷公薬対」を増補した形で記載されている「葱実 殺百草毒、能消桂花為水。 豉 殺六畜胎子毒」の2つのことであり、他の薬物についてはこの種の記述は全くない。また徐之才の「薬対」の大寒・寒・微寒・大熱・温・微温・平の性の表現は、「神農本草経」の序録に記されている寒熱温涼の四気をさらに細分し、実用に供しやすくなったものである。

「薬対」には、数少ないが疾病に対応する複味の処方も収載されている。また1つの薬物がいくつかの疾病に繰返し記載されている。

3. 「徐之才雷公薬対」について

一般に「嘉祐本草」で引用された「薬対二卷 徐之才撰」と「唐書芸文志」における「徐之才雷公薬対二卷」が、同じものであると見做されているけれども、同じものであったという証拠はない。

「嘉祐本草」を編纂する際に引用された16の薬物書（禹錫らはこれを医書と称している）の中で、「開宝新詳定本草」「開宝重定本草」「重広英公本草」（蜀本草）「薬総訣」「薬対」「薬性論」「四声本草」「刪繁本草」「本草性事類」「南海薬譜」「食性本草」「日華子諸家本草」の12の薬物書は、北宋の嘉祐五年（1060年）に完成した勅撰の「唐書芸文志」には、収載されてなく、「徐之才雷公薬対二卷」のみが記されている。「唐書芸文志」の完成した時期（1060年）と、「嘉祐本草」の完成した時期（1061年）がほとんど一致しているのにこのようなことが起るのは、「嘉祐本草」を編纂していた人達が必要な本を用いていたため、「唐書芸文志」を編纂していた人達がこれらの薬物書をみることができず、それに収載する事ができなかったとしか解釈の仕様

がない。上述した薬物書は、「唐書芸文志」の編纂に関係した儒者達（欧陽修や王洙ら）が、それより20年前、北宋の慶暦元年（1041年）に勅撰の朝廷の蔵書目録「崇文総目」を作成しており、これには「蜀本」「食性本草」「日華子諸家本草」を除くすべてが収載されているし、「薬対」も、「嘉祐本草」と同じく、「薬対二卷 徐之才撰」とある。この目録は完本で残っているのではなく、清の嘉慶の初に銭侗が家蔵の天一閣鈔本を底本とし、兄弟戚友の力をかり、諸書に引かれた佚文を輯め、四庫全書本を参校して「崇文総目五卷補一卷附一卷」として復原したものである。

以上のように「崇文総目」と「唐書芸文志」の編纂に同じ儒者達が関係していたのだから、この両書に収載された「薬対」の名称が異なることは、それらが異なる内容の書物であることを示していると考えた方がよい。事実内容は完全に異なるものであるから、この両書を混同してはならない。

李時珍は「本草綱目」巻一・序例上の書籍解題の中で、「雷公薬対」は陶弘景以前の書物であるとしていることは正しいが、今伝わっているものは徐之才がそれを増補したものであるとしているのは、時珍が之才の文を正確に認識していないことを示している。

結 論

1. 徐之才の「薬対」の内容は、「雷公薬対」とは全く異なる思想でつくられたものである。
2. 中国では「薬対」は重視されていたが、わが国の古方派は吉益東洞以後これを完全に無視した。
3. 「薬対」における寒熱温平の説は、本草序例と同じく薬物を対症療法的に用いていることを示している。
4. 多種の疾病がとり上げられ、それに薬物が配当されていることは極めて実用的な編集といえる。「本草綱目」の百病主治薬の巻がこの形式でつくられていることがそれを示している。

謝 辞

本研究に際して、文献調査に便宜を与えられた東京大学総合図書館の杉村英治氏、日本古医学資料センターの方々、および各地の図書館に深謝いたします。また石川経済研究所長・石川士郎氏よりの経済的援助を厚く感謝いたします。

引用文献

- 1) 「雷公薬対」に関する研究（後藤志朗・長沢元夫）薬史学雑誌 10 1・2, 1975
- 2) 「中国医書本草考」p.451, 1974.
- 3) 「歴代名医伝略」吉田意安著. 1633年刊.

「徐之才薬対」の復原

復原には、柯氏影印本の「経史証類大観本草」を主に用い、晦明軒影印本の「重修政和経史証類備用本草」を参考にした。明らかに誤字と思えるものは訂正し、当用漢字を主とした。

療風通用

楓香 平 治疹痒毒 臣
 薏苡仁 微寒 主風筋攣急屈伸不得 君
 萎蕤 平 治中風暴熱不能輕動者 君
 巴戟天 微温 治風邪氣 君
 側子 大熱 治湿風大風拘急 使
 鼈頭血 治口僻 臣
 山茱萸 平 治風氣 臣
 淡竹瀝及葉 大寒 主風癰疾 臣
 牛膝 平 主風攣急 君
 細辛 温 主風攣急 君
 菖蒲 温 君 并桂心 大熱 吹鼻中, 主風瘡 君
 梁上塵 微寒 以小豆大吹鼻中, 治中風 使
 葛根 平 治暴中風 臣
 白鮮皮 寒 治風不得屈伸風熱 臣
 白薇 大寒 治暴風身熱四肢急滿不知人 臣
風眩
 芎藭 温 臣
 防風 微温 主頭眩顛倒大風湿痺 臣
 人參 微温 主頭眩暈 君
 兔頭骨 平 臣

頭面風

皂莢 溫 主風眩 使
 巴戟天 微溫 主頭面風 君
 白芷 溫 主頭面風 臣
 防風 溫 治頭面來去風氣 臣

中風脚弱

木防己 平 治攣急 臣
 独活 微溫 主脚弱 君
 松節 溫 治脚膝弱 君
 牛膝 平 治痛痺 君

久風濕痺

薏苡仁 微寒 治中風濕痺筋攣 君
 躑躅 溫 治風 使
 柏子仁 平 治風濕痺 君
 独活 微溫 治風四肢無力拘急 君

暴風瘡痒

葶藶子 寒 主中暴風 使
 枳實 微寒 主大風在皮膚中痒 君
 穀莖 主身癰疹，煮水洗 臣

傷寒

括樓 寒 主煩熱渴發黃 臣
 葱根 寒 主頭痛發表 臣
 大黃 大寒 使
 雄黃 平 君
 白鮮皮 寒 主時病出汗 臣
 射干 微溫 治時氣病鼻塞唯痺陰毒 使
 茵陳蒿 平 微寒 主發黃 臣
 梔子 大寒 臣
 青竹筴 微寒 主頭痛 臣
 寒水石 大寒 主五內大熱 臣
 水牛角 平 主溫病 使
 紫草 寒 主骨肉中痛 臣
 藜耳 微寒 臣
 虎骨 平 主傷寒

大熱

梓白皮 寒 除熱 使
 地膚子 寒 主五內去來熱利小腹 君
 小麦 微寒 主胃中熱 使
 木蘭皮 寒 主身大熱暴熱面皴 臣
 水中萍 寒 主暴熱身痒 臣
 理石 寒 君
 石胆 寒 主肝臟中熱 臣
 牛黃 平 主小兒熱癰口不開 君

羚羊角 微寒 主熱在肌膚 臣
 垣衣 大寒 主發瘡
 白薇 大寒 臣
 景天 平 主身熱小兒發熱驚氣 君
 升麻 微寒 主熱毒 君
 竜齒角 平 主小兒身熱 臣
 葶藶 寒 主身暴熱利小便 使
 藍葉實 寒 主五心煩悶 君
 蜣螂 寒 主狂語頭發熱 使
 棟實 寒 作湯浴通身熱，主溫病 使
 荊瀝 大寒 主胸中痰熱 臣

溫瘡

龜甲 平 臣
 小麦 微寒
 躑躅 溫 使
 白斂 微寒 主溫瘡寒熱 使
 蒴藿根 溫 使
 當歸 溫 主瘡寒熱 君
 竹葉 平 合常山煮，主孩子久瘡極良，鷄子黃和常山為丸，用竹葉湯下，主久瘡

中惡

牛黃 平 君
 芎藭 溫 臣
 苦參 寒 君
 梔子 大寒 臣
 藜耳葉 微寒 臣
 桔梗 微溫 臣
 桃花 平 使

霍亂

吳茱萸 大熱 臣
嘔哕
 青竹筴 微寒 主哕嘔 臣
 蘆根 寒 生主哕
 通草 平 主哕 臣
 生薑 藜耳汁 寒

大腹水腫

香薷 微溫 主水腫 臣
 穀米 微寒 主逐水腫利小便 臣
 通草 平 主利水腫及小便 臣
 麥門冬 微寒 臣
 椒目 寒 主除風水滿 使
 柳花 寒 主腹腫 使
 雄黃 平 君

白朮 溫 逐風水結腫 君

秦艽 微溫 主下大水 臣

腸澼下痢

白石脂 平 主水痢 臣

牛角鯢 溫 治痢 臣

滑石 寒 主澼下 君

地榆 微寒 止血痢

桂心 大熱 主下痢 君

吳茱萸 大熱 主冷下洩 臣

鯽魚頭 溫 主下痢

厚朴 溫 主下洩腹痛 臣

白朮 溫 主胃虛冷痢 君

蜜 平 主赤白痢 君

龜甲 平 主下洩 臣

久蜺殼 寒 主下痢 使

薤白 溫 主下赤白痢 臣

白頭翁 溫 主毒痢止痛 使

猬皮 平 主赤白痢 臣

蝮蛇胆 寒 主下痢蠱虫 使

柏葉 微溫 主血痢 君

蒲黃 平 主下血 臣

小豆花 平 主下痢 使

麴 溫 主腹脹冷積下痢 臣

猪懸蹄 微寒 主下漏洩 使

鷄子 平 主下痢

貝子 平 主下血

白蘘荷 微溫 主赤白痢 臣

葛穀 平 主十年赤白痢 臣

青羊脂 溫 主下血 臣

菰蓉 微溫 主赤白下痢 臣

赤白花鼠尾草 微寒 主赤白下痢 使

小便淋

車前子 寒 主淋

茯苓 平 主淋利小便 君

黃芩 大寒 主利小便 臣

沢瀉 寒 主淋利三焦停水 君

敗鼓皮 平 主利小便 臣

冬瓜 微寒 主淋小便不通 君

桑螵蛸 平 主五淋利小便 臣

小便利

菖蒲 溫 止小便利 君

蒟醬 溫 主尿不節 臣

消渴

茯苓 平 主口乾 君

理石 寒 主口乾消熱毒 君

菟絲子 平 主口乾消渴

牛胆 大寒 主渴利中焦熱 君

苧汁 寒 止渴 使

古屋瓦苔 寒 主消渴

兔骨 平 治熱中消渴 臣

猪苓 平 主渴痢 使

上氣欬嗽

鐘乳 溫 主上氣 臣

獺肝 平 主氣嗽 使

烏頭 大熱 主嗽逆上氣 使

藜蘆 微寒 主嗽逆 使

鯉魚 平 燒末，主欬嗽 臣

淡竹葉 大寒 主嗽逆氣上 臣

海蛤 平 主上氣 臣

硫黃 大熱 主氣嗽 臣

嘔吐

附子 大熱 主嘔逆 使

竹筴 微寒 主乾嘔 臣

痰飲

射干 微溫 主胸中結氣 使

烏頭 大熱 主心中寒冷不下食 使

吳茱萸 大熱 主痰冷腹內諸冷 臣

朴消 大寒 主痰滿停結 君

巴豆 溫 主痰飲留結利水穀破腸中冷

腹脹滿

忍冬 溫 主腹滿 君

射干 微溫 主脅下滿急 使

香薷 微溫 主腹滿水腫 臣

旋復花 溫 主脅下寒熱下水 臣

心腹冷痛

芎藭 溫 臣

黃芩 大寒 臣

戎塩 寒 臣

厚朴 溫 臣

葶藶 平 臣

心下滿急

菴闍子 微寒 主心下堅

杏仁 溫 主心下急滿 臣

石膏 大寒 主心下急 臣

心煩

王不留行 平 主心煩 君

石竜芮 平 主心煩 君
 玉屑 平 主胸中熱心煩 君
 鷄臍脰 微寒 除熱主煩熱 君
 寒水石 大寒 主煩熱 臣
 藍汁 寒 主煩熱 君
 棟實 寒 主大熱狂 使
 廩米 溫 止煩熱 臣
 敗醬 微寒 主煩熱 臣
 梅核仁 平 除煩熱 臣
 痰子 微寒 主心煩 君
 竜齒角 平 主小兒身熱 臣
 牛黃 平 主小兒癰熱口不開心煩 君
 酸棗 平 主心煩

積聚癥瘕

牡蒙 平
 蜀漆 平 主癥結癖氣 使
 貫衆 微寒 主腸中邪氣積聚 使
 甘遂 寒 主散癥結積聚 使
 天雄 大熱 主破癥結積聚 使
 理石 寒 主除熱結破積聚
 消石 寒 主破積聚堅結 君

鬼注尸注

麝香 溫 君
 卷柏 溫 臣
 敗天公 平 君

癰癤

白馬懸蹄 平 臣
 淡竹瀝 大寒 臣
 蛇銜 微寒 主寒熱 臣
 秦白皮 微寒，大寒
 頭髮 溫
 鷄子 平 主癰熱
 狗糞中骨 平 臣
 露蜂房 平 使
 白鮮皮 寒 臣
 雀甕 平 使
 甘遂 寒 使
 升麻 微寒 君
 大黃 大寒 使

喉痺痛

豉 寒 治喉閉不通 使
 當歸 溫 切醋熬伝腫上，亦主喉閉不通 君
 噎病

鷓鴣頭 微寒 主噎不通

齒痛

金釵 火燒針齒痛即止
 烏頭 大熱 使
 白頭翁 溫 使
 酒漬枳根 微寒

口瘡

乾地黄 平

吐唾血

馬通 微溫 使
 小麥 微寒 使
 麥句姜 寒 君 天名精也

鼻衄血

熱馬通 微溫 伝頂止衄 使

耳聾

生油麻 微寒 君
 烏賊魚骨 微溫 臣
 土瓜 寒
 烏鷄膏 寒

鼻息肉

細辛 溫 君
 桂心 大熱
 瓜蒂 寒 臣

目赤熱痛

細辛 溫 明目 君
 銅青 寒 主風爛淚出
 秦皮 微寒 主目赤熱淚出
 石榴皮 溫 主目赤痛淚下 使
 白薇 大寒 主目赤熱

目膚腎

丹砂 微寒

声暗啞

通草 平 利九竅出声 臣

面肝皴

蜂子 微寒 君
 白欬 平 主光沢
 白朮 溫 君
 山茱萸 平 臣

髮禿落

鷄肪 寒

金瘡

薤白 溫 主金瘡止痛瘡中風水腫 臣
 車前子 寒 止血

当帰 温 君

蘆竹籜 寒 主金瘡生肉 使

桑灰湯 平 臣

蛇銜 微寒 臣

葛根 平 臣

踠折

統断 微温 臣

瘀血

鮑魚 温 主踠跌

飴糖 微温 去血病 臣

神屋 平 主血

菴閭子 微寒 主藏血身中有毒 臣

芍藥 微寒 主逐賊血

鹿茸 温 主血流在腹 臣

車前子 寒 主瘀血痛

牡丹 微寒 主除留血 使

射干 微温 主除留血老血 使

藕汁 寒 主消血

天名精 地菰是也 寒

癰疽

礪石 火燒於苦酒中燂破醋和貼之即消

烏賊魚骨 微温 臣

鹿茸 温 臣

升麻 微寒 貼諸毒 君

赤小豆 平 主貼腫易消 臣

側子 大熱 主癰腫

惡瘡

苦參 寒 主諸惡瘡軟癰 君

白石脂 平 主疽痔惡瘡 臣

紫萸 平 主積年惡瘡 臣

藁本 温 臣

菖蒲 温 主風癢 君

艾葉 微温 苦酒煎，主除癰及下部瘡 臣

槲皮 平 臣

葵根 寒 君

柳華 寒 主馬疥惡瘡，煮洗立差 使

五加皮 微寒 主疽瘡 使

梓葉 微寒 使

苧根 寒 主小兒赤丹 使

穀葉 平 洗之令生肉 臣

蕭竹 平 主浸淫疥惡瘡 使

天麻 平 臣

孔公孽 温 主男女陰蝕瘡 臣

紫草 寒 主小兒面上瘡 使

馬鞭草 平 主下部瘡 臣

漆瘡

芒消 大寒 伝漆瘡 君

癭瘤

玄參 微寒 主散頸下腫核 臣

杜衡 温 臣

瘰癧

蟾蜍 寒 臣

附子 大熱 使

漏蘆 寒 主諸瘰

白礬 寒 主瘰惡瘡癰癰 使

雌黃 平 主瘰疽惡瘡 臣

車前子 寒

蛇銜 微寒 主鼠瘻 臣

五痔

龜甲 平 主五痔 臣

赤石脂 大温 君

藥木 寒 主腸痔

榧子 平 臣

槐子 寒 君

蛇蛻 平

臘月鳩鵲 平 作屑，主五痔

鼈甲 平 主五痔 臣

腐木櫛 寒 臣

竹筴 微寒 臣

藁耳 微寒 臣

榭脉 平 燒作散，主痔

蠶

艾葉煎 微温 臣

虺蟲

石榴根 平 使

檳榔 温 君

寸白

桑根白皮 寒 臣

虛勞

甘草 平 補益五藏下氣長肌肉，制諸藥 君

黃雌雞 平 主統絕 臣

萎蕤 平 補不足除虛勞客熱頭痛 君

甘菊 平 補中益五藏 君

紫苑 温 主勞氣 臣

狗脊 平 補益丈夫 臣

藕實 寒 補中養氣 君

蜂子 微寒 補虛冷 君
 燕青蘆菔 溫 益五藏輕身 君
 赤石脂 大溫 主養心氣 君
 薔薇 微寒 主五藏寒熱 君
 雲母 平 主氣益精 君
 枳實 微寒 主虛羸少氣 君
 防葵 寒 君

陰痿

鴈鷄 平 使
 五加皮 微寒 主陰痿下濕 使
 覆盆子 平 能長陰 臣
 牛膝 平 主陰濕 君
 石南 平 使
 白及 微寒 主陰痿 使
 小豆花 平 主陰痿不起 使

陰瘡

蝦蟇衣 寒 主陰腫
 地膚子 寒
 槐皮 煮汁，主陰腫

洩精

五味子 溫 主泄精 臣
 棘刺 寒 使
 菟絲子 平 主精自出 君
 薰草 平 臣
 石斛 平 君
 鐘乳 溫 臣
 麥門冬 微寒 臣

不得眠

沙參 微寒 臣

腰痛

牡丹 微寒 使
 石斛 平 君
 附子 大熱 使

婦人崩中

柏葉 微溫 酒漬，主吐血及崩中赤白 君
 續斷 溫 臣
 淡竹筴 微寒
 白芷 溫 主漏下赤白 臣
 蝟皮 平 臣
 飴糖 微溫 臣
 地榆 微寒 主漏下赤血

月閉

白茅根 寒 主血閉 臣

大黃 大寒 治月候不通 使
 射干 微溫 使
 卷柏 溫 臣
 生地黄 大寒 君
 乾漆 溫 治血閉 臣
 鬼箭 寒 破陳血 使
 菴闍子 微寒 臣
 朴消 大寒 君

無子

覆盆子 平 臣
 白膠 溫 君
 白薇 大寒 臣

安胎

艾葉 微溫

墮胎

欖根 大熱 使
 茵草 溫 使
 牽牛子 寒 使

難產

麻油 微寒 治產難胞不出 君
 沢瀉 寒 治胞不出
 牛膝 平
 陳姜 大熱
 猪脂酒 各隨多少服，主產難衣不出

產後病

大豆紫湯 溫 治產後中風惡血不尽痛
 殺羊角 微寒 燒灰酒服，主產後煩悶 臣
 羚羊角 微寒 主產後血悶 臣
 鹿角散 溫 主墮娠血不尽 臣
 小豆散 平 主產後血不尽煩悶 臣
 三歲陳棗核 平 燒灰，治產後腹痛 使

下乳汁

葵子 寒
 猪脰 平 臣

中蠱

赭魁 平 使
 徐長卿 溫 使
 殺羊角 微寒 臣
 野葛 溫 使
 殺羊皮 平 使
 獾肝 平 使
 露蜂房 平 使
 雄黃 平 君

槲樹皮 平

出汗

麻黃 溫 臣

杏仁 溫 臣

棗葉 平 君

葱白 平 臣

石膏 大寒 臣

貝母 微寒 臣

山茱萸 平 臣

葛根 平 臣

止汗

乾姜 大熱 臣

柏實 平 君

麻黃根并故竹扇末 臣

白朮 溫 君

粳粉雜豆豉熬末

半夏 生微寒 熟溫 使

牡蠣 微寒 雜杜仲 平 水服

驚悸心氣

絡石 微寒 主大驚入腹 君

人參 微溫 君

茯苓 平 君

柏實 平 君

沙參 微寒 臣

竜胆 大寒 主驚傷五内 君

殺羊角 微寒 臣

桔梗 微溫 臣

小草 溫 君

遠志 溫 君

銀屑 溫 君

紫石英 溫 君

肺痿

人參 微溫 治肺痿 君

天門冬 大寒 治肺氣 君

葵藎子 微寒 治肺痿 臣

茯苓 平 君

白石英 微溫 君

薏苡仁 微寒 主肺

麥門冬 微寒 治肺痿 臣

下氣

麻黃 溫 臣

杏仁 溫 臣

厚朴 溫 臣

橘皮 溫 臣

半夏 生微寒 熟溫 使

白前 微溫 臣

生姜 微溫 臣

前胡 微寒 臣

李樹根白皮 大寒 使

蘇子 溫 臣

石硫黃 大熱 臣

白茅根 寒 臣

葵藎子 微寒 臣

蝕膿

閭茹 寒

雄黃 平

桔梗 微溫

竜骨 微寒

麝香 溫

白芷 溫

大黃 大寒

芍藥 微寒

當歸 溫

藜蘆 寒

巴豆 溫

地榆 微寒

女人血閉腹痛

黃耆 微溫

芍藥 微寒

紫參 寒

桃仁 平

細辛 溫

紫石英 溫

乾姜 大熱

桂心 大熱

茯苓 平

女人血氣歷腰痛

沢蘭 微溫

當歸 溫

甘草 平

細辛 溫

柏實 平

牡丹 微寒

牡蠣 微寒

女人腹堅脹

芍藥 微寒

黄芩大寒

茯苓 平

有甘草勿食海藻

葱実 殺百草毒，能消桂花為水

豉 殺六畜胎子毒

「徐之才藥対」札記

復原は大観本草に拠っているが、政和本草との間に相違があるので、その点を記しておく。

療風通用

萎蕤 「輕」が「転」になっている。

葛根 「治」が「主」になっている。

久風湿痺

躑躅 「羊躑躅」になっている。

傷寒

射干 「唯」が「喉」になっている。

大熱

地膚子 「主五内去来熱利小腹 君」が「主去皮膚中熱氣」になっている。

水中萍 「臣」がない。

温瘧

躑躅 「羊躑躅」になっている。

腸辟下痢

呉茱萸 「温」がある。

厚朴 「大温」がある。

上気欬嗽

硫黄 「石硫黄」になっている。

痰飲

烏頭 「寒」が「痰」になっている。

心下満急

菴闍子 「臣」がある。

心煩

王屑 「胸」が「胃」になっている。

鷄脛肚 「君」が「臣」になっている。

蒺藜子 「君」が「臣」になっている。

目赤熱痛

白薇 「臣」がある。

癰疽

礪石 「焮破」が「焮杵破」になっている。

虚勞

藕実 「平」がある。

婦人崩中

淡竹筍 「臣」がある。

月閉

大黄 「寒」がある。

朴消 「寒」がある。

止汗

乾姜 「温」がある。

半夏 「平」がある。

驚悸心気

絡石 「温」がある。

人参 「微寒」がある。

銀屑 「温」が「平」になっている。

肺痿

人参 「微寒」がある。

下気

麻黄 「微温」がある。

杏仁 「冷利」がある。

厚朴 「大温」がある。

半夏 「平」がある。

石硫黄 「温」がある。

蝕膿

雄黄 「寒，大温」がある。

芍薬 「平」がある。

当帰 「大温」がある。

巴豆 「温」が「生温 熟寒」になっている。

女人血閉腹痛

芍薬 「平」がある。

乾姜 「温」がある。

女人血氣歴腰痛

当帰 「大温」がある。

牡丹 「寒」がある。

女人腹堅脹

芍薬 「平」がある。

葱実 「花」が「化」になっている。

戦後の薬事行政

伊藤和洋*

Pharmaceutical and Supply Administration in Japan after World War II.

Kazuhiro ITO*

本日は「戦後の薬事行政」について報告することになっているが、「戦後の薬務行政」について報告することにしたい。その理由は薬事というと薬事審議会のように薬事に関する事柄のみについて審議するとか、薬事法のように薬事についての専門の法律（特別法）で行政を運用するというように、戦後の薬務行政からみて薬事では狭義すぎるからである。

戦後の薬務行政は薬事六法以外に統計法（総理府主管・医薬品等生産動態調査）、外資法（大蔵省主管・外国資本の導入制限、自由化など）、外国貿易管理法、輸出検査法、中小企業安定法、企業合理化促進法（以上通産省主管）、健康保険法（薬価規準については同じ厚生省でも保険局が主管）などの法律によって行政が運用推進されている。

厚生省薬務局は昭和23年（1948年）7月15日に新しく設置され薬務課、製薬課が設けられている。

それより10年前（昭和13年—1938年）に厚生省が新設されるまで薬事に関しては内務省の衛生局において衛生行政の一部として取扱われてきた。

しかし昭和二桁の年代に入って政府は時代の要請により、健民運動に関する行政を推進する必要性が生じたため、この事務に従来からの衛生行政担当事務局を加えて厚生省を設置したのである。厚生省という名称の由来が書経の大禹謨編に記されている「利用（産業経済）、厚生（人間の肉体や生命を守る生活問題）の道は政治の大本なり」にあることから新設省に対する理想を感じることができ

きる。薬事、医薬品等の生産に関しては、厚生省設立後も内務省当時から引継がれてきた衛生三局のうち、衛生局と予防局などに所属していた。戦後まもなく医務局に薬務課、製薬課が所属した。しかし、戦後の医療上欠乏していた医薬品の生産に関する指定生産資割当や医薬品等配給規則等の緊急事態の事務処理に対処するため薬務行政に関する専門の部局を設置する必要性がおこり省内の薬系技官が中心となり、医薬品統制株式会社、薬学会、薬業界が一致団結して薬務局設置運動に当り、一部の関係者は、時の厚生大臣竹田義一氏の選挙地（石川県）に出かけて政治的工作を行ったと仄聞している。

さて、戦後の薬務行政は全体的、大局的見地からみれば新憲法の主権在民宣言に沿って、薬事審議会、各調査会及び諮問機関や公聴会などを通じ、国民多数の意見を反映しつつ民主的に運営されていると言える。しかし最近では薬害訴訟など難問題が山積している。

戦後30年間における薬務行政の足跡を考察すると十年一昔という言葉のようにはいかないが次のような3つの期間に分けることができる。

- ① 昭和20～26年（1945～51年）……占領下の統制経済のなかでの生産指導期間。
- ② 昭和27～45年（1952～70年）……統制解除後の生産軌道にのったマスプロ期間。
- ③ 昭和46年（1971年）以降……副作用、薬害等が発生し、安全性を確保処理する期間。

また別の表わし方をすれば、

- ① 占領下における生産性向上に専念してい

*田辺製薬株式会社東京事務所

た期間、

- ③ 高度成長の軌道にのったマスプロダクションの期間、
- ③ ニクソンの新経済政策や48年（1973年）の石油ショック以降の低生産、低生長の時期。

更に別の分け方をすると戦後前半の15年は生産重点、輸出振興政策を実施した時期であり、後半の15年は経済生長、マスプロ等の行き過ぎの時期を経て消費者保護対策、薬害対策に当面している時期であるといえる。

占領下にあっては潤渴した資源を有効に用いるため、昭和12年企画院が計画した物資動員法（略して単に物動法）にならった臨時物資需給調整法（略して物調法）により、国民の医療に不可欠な重要医薬を定め、これら医薬品の年間の生産計画、資材計画を策定し連合軍総司令部（GHQ）の許可を得、これを4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の四半期毎に割当施行するのであるが、各社当りの割当に際しては100キロ表（生産医薬品100キログラムを生産するのに必要な諸原料の量）を参考にし、各社の生産計画、生産実績、原料割当実績（割当原料現物化実績）などにより各原料ごとに製造業者宛の割当量案を作成し、局長決裁後原料割当通知とクーポン券を発送する等の物資統制下の面倒な物資調整事務手続を業務行政で行なった。

さて戦後の昭和25年（1950年）半ばから28年（1953年）半ばの特需景気、29年（1954年）10月頃から32年（1957年）半ばの神武景気、33年（1958年）4月～6月より36年（1961年）10～12月の岩戸景気、41年（1966年）～45年（1970年）のいざなぎ景気と、わが国の経済は好景気に巡り合い、一般産業の生産量は急速に成長伸展したが、一部の産業では操業短縮減産政策を行なった。しかし医薬品産業の生産額は必ずしもそのような経済政策の余波を直接うけることなく、次のように逐年増加し、昭和45年（1970年）に1兆円台の産業に達した。

昭和年次	西歴	生産額(単位 億円)
20	1945	3
21	1946	19
22	1947	52
23	1948	179
24	1949	310
25	1950	319
26	1951	424
27	1952	628
28	1953	756
29	1954	785
30	1955	895
31	1956	1,038
32	1957	1,251
33	1958	1,345
34	1959	1,493
35	1960	1,760
36	1961	2,181
37	1962	2,656
38	1963	3,411
39	1964	4,232
40	1965	4,576
41	1966	5,071
42	1967	5,633
43	1968	6,889
44	1969	8,425
45	1970	10,275
46	1971	10,604
47	1972	10,918
48	1973	13,671
49	1974	16,996
50	1975	17,914

次に日本薬局方等厚生大臣の定める医薬品等の規格規準としてのワクチン、生物学的製剤などがあるが、日本薬局方、国民医薬品集の改定については次のとおりである。

昭和23年（1948年）	国民医薬品集（第1版）
26年（1951年）	第6改正日本薬局方
30年（1955年）	第2改正国民医薬品集
36年（1961年）	第7改正日本薬局方 （第1部）
41年（1966年）	第7改正日本薬局方 （第2部）
46年（1971年）	第8改正日本薬局方（第1部、 第2部）
51年（1976年）	第9改正日本薬局方（第1部、 第2部）

薬用植物の栽培については、予算的な法的直接根拠はないが、行政上（厚生省設置法に基づく分課規定により行政業務として）行うようになっているし、過去における実績として、国民の医療に欠かすことのできない阿片を採取するためのケシ栽培、駆虫対策に必要であったサントニンやヘノボジ油を取得するためのクラムヨモギ、ミブヨモギ、アメリカアリタソウなどの栽培が行われた。そのためその後も、印度蛇木、三島柴胡、黄連などの生薬原料植物の栽培奨励を行うとともに年間の需給状況を纏めるため毎年、各都道府県の報告にもとづいて栽培の実績、野生品の採取量、輸出入量の調査を行い、その結果を発表すると同時に栽培奨励薬用植物の手引を府県並びに関係方面に配布している。

医薬分業の推進については昭和23年（1948年）に日本薬剤師協会が発足、24年にはアメリカの薬剤師使節団が来日し、分業実施の勧告を行なっている。昭和25年、日本薬学会と日本薬剤師協会は合併したが35年（1960年）分離し日本薬剤師会となり専ら分業問題と取り組んでいる。現在医薬が強制分業されている国はドイツ、フランス、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スペインなどの10ヶ国であり、実質的に分業している国はスイス、ポーランド、チェコスロバキア、アメリカ、中華人民共和国、イギリスの6カ国である。

わが国では昭和30年（1955年）8月医薬分業法が成立し31年（1936年）4月より分業法は法律的には実施施行されているが俗に100分の1分業といわれているように処方箋の発行枚数はアメリカの約100分の1となっている。つまり、わが国の現在の処方箋発行数は1人当たり0.06枚（100人につき6枚）で、アメリカは1人6枚（人口2億人に対し12億枚である）となっている。

なお、西ドイツは1人当たり5.2枚（人口5,900万に対し3億1千万枚の処方箋発行）、イギリスは1人当たり4.9枚（人口5,300万に対し2億6,000万枚）である。

最近、薬務行政上問題となっているのは医薬品の再評価（効能の再検討）と医薬品の安全性（副作用問題）である。後者の問題に対しては昭和45年（1970年）8月に厚生大臣の諮問機関として薬効問題懇談会が設置され、モニター制度により情報の収集を行っていて、これを中央薬事審議会の副作用調査会及び医薬品安全対策特別部分で評価し、必要に応じて使用上の注意の義務づけや製造中止など適切な措置を構じるようになっている。

また、医薬品の副作用による被害者等による損害賠償請求訴訟問題が多発し、その対策として被害者救済問題（被害者救済制度などの構想）が真剣に検討されている。これらについての言及は本日私に与えられた制限時間も過ぎてしまったのでこれで止めて、終りとする。

戦後の製薬事情

宗 田

一*

Considerations of Pharmaceutical Industries in Japan after World War II.

Hajime SōDA*

1) 占領下の復興

日本経済の戦後復興がほぼ消滅する時期は、一般に昭和30年(1955)頃だとされる。しかし、医薬品工業の生産水準が戦前のピーク(昭和16年)に復帰するのはそれよりかなり早く昭和24年(1949)であり、30年には戦前の生産水準を凌駕するまでに至っている。

その要因としては、内的には生産設備の戦災被害が比較的少なかったこと、外的にはGHQ(General Headquarters, 占領軍総司令部)の占領政策による傾斜生産(*declining industry*)業種に組み入れられていたためであろう。

もっとも、「アメリカ戦略爆撃調査団報告」によれば、医薬品工業の設備は60%焼失というが、別の資料によれば全国的な生産設備被害率は10~15%程度、大阪では罹災率32%であったという(錦源兵衛『道修町』終戦期の医薬品業界②)。

また、終戦時の生産額は戦前(昭和16年)にくらべ約4分の1に落ち込んでいるが、これは原料・資材関係の不足によることが大きく、設備不足のためとはいえない。もともと装置産業でなく小廻りのきく当時の医薬品工業にあっては、戦時統制から戦後統制への切り替えに当って、原材料さえ配給あればかなりのものを製造しうる状況にあったからである。

しかし、原料・資材難、資金調達の不円滑などを主な理由として、生産態勢の整備は終戦後直ちに進まなかった。原料・資材の不足

のため、資材割当に適合するように生産がしぼられ、実績をあげて次期の生産資材の割当を獲得することに努力が払われ、生産中止品目(製品または半製品)がかなりの数にのぼっているのは原材料のウエイトが大きかったことを示している。

だから、終戦直後の医療は、占領軍放出の余剰医薬品と旧日本軍保有の退蔵品の払下げの流通によって、かろうじて支えられていた。

21年(1946)1月28日付GHQ覚書(AG 44 OPH)「医療品の生産に関する覚書」は生産体制整備の促進をうながすものであったが、なかんずく占領下公衆衛生政策の一環として、伝染病・性病対策としてのDDT、サルファ剤、ペニシリンの放出と国内製造が重点的にとりあげられている。

ペニシリン 戦中の米英による国家的プロジェクトによる成果と、そこで開発された技術情報(ノウハウ)の公開によるペニシリン生産の技術指導は、22年10月タンク培養製造の形ではじまり、これが医薬品工業復興の契機の一つとなり、技術的には醸酵工業と合成化学工業の合体、政治的には金融資金借入優先と政治価格の設定となって便乗組も出現している。

ペニシリン生産で特長的なことは、フェニル酢酸などペニシリン製造の助剤原料の供給源である化学工業、酢酸ブチルなどの抽出溶剤の供給源であるとともに醸酵技術をもつ醸酵工業の参画で、24年には34社の多数にのぼり、生産量は一きょに増大、同年輸入中止、同年秋には公定価格10万単位400円の半値くらいまで市値が下り採算割れとなって、25年には20数社に減じ、さらに10数社と短期間に

*吉富製薬株式会社

大きな変貌を示した。

この経済的背景として、ドッジ・ライン（24年初頭、デトロイト銀行総裁でGHQ経済顧問のJ. ドッジが日本のインフレを抑制し、急速な経済自立を図るために指示した経済処理方針）にもとずき、吉田内閣が24年下期～25年上期に打ち出した均衡財政政策（デフレ政策）の影響も見のがせない。

ちなみに、ストレプトマイシンがガリオア資金（米軍予算による占領地救済基金）で初輸入されたのが24年暮で、当初はこれの小分けがメーカーの仕事であったが、翌25年には国産品がいち早く出現した。しかし、ペニシリンよりもはるかに設備資金を要するため、ペニシリンのときのようにメーカーの乱立はみられず、しかも医薬品事業メーカーがこの製造を見送るという現象が起っている。

25年7月国産ストレプトマイシンに対し政府は買上式を行なったが、第1回生産量はわずかに1,160本にすぎず、しかもそのコスト高のため政府はメーカーから高値で購入し、これを輸入品なみの価額で配給、差額政府負担政策がしばらく続いている。

DDT 24年まで他の重要医薬品とともに政府の配給統制下におかれていたDDTは、24年後半から国産品による需給体制が整う見通しがついて統制解除をGHQに請願、24年（1949）5月2日付覚書（PHMJ 102, APO 500）となって、DDTの製造から検定・配給に至る一さいの行為の常時監督が示され、このために薬務局に監視課が発足した。ちなみに、薬務行政業務が医務局から分離独立するのが23年、この年アメリカ色の濃い薬事法が発足している。

2) 閉鎖経済から開放経済へ

統制品目の整理がはじまった24年（1949）は、日刊新聞広告の医薬品広告が第1位にランクされた時期でもあった。翌25年、ローガン構想（24年10月GHQの招きでローガンを団長とする貿易・産業・為替等の専門家が来日、民間業者の手で輸出入が行なわれること

を勧告した）によって貿易が政府間貿易から民間ベースとなり、外資法による海外技術の導入がはじまる。

こうして、閉鎖経済から開放経済への幕明けとなるが、ペニシリン、ストレプトマイシンなどが占領軍の保護・技術指導に依存したのに対し、それに続くクロラムフェニコール、テトラサイクリン系の抗生物質は民間ベースで導入がはかられた点で一線を画する。

これら抗生物質は本格的抗生物質時代のはしりであり、30年（1955）前後に至ってサルファ剤とその地位を逆転する。

さらに、開放経済によって戦中～戦後の海外の新薬類が堰をきって短期間に密度の濃い状態で導入され、戦後新薬の様相を一変する。

25年10月の薬価基準制定時の収載品目数は2,316であるが、これを20年3月の配給統制医薬品数335にくらべると、この間に戦争のブラックを埋め新薬の導入が急速にはかられたことを示している。

当初は、主として米国のN. F. NNR, USP等の収載薬をモデルとして国産化がはかられていたのが、25年外資法制定を契機として新規新薬の技術導入、特許権借用、新合成法の開発等へと展開したのであった。

既述の24年下期からの吉田内閣によるデフレ政策によって一時不況にみまわれたが、25年6月の朝鮮動乱勃発による特需景気が支えとなって、次の段階の技術革新のための近代化投資の稼動を保証するものとなった。

もっとも朝鮮動乱特需は、薬業界にあっては特定品、特定企業に限られ、業界全般としてはそれほど影響はなかったとはいえるものの、特定品の短期間の受注集中、在庫急減が実需をともなったとはいえない強気と思惑行為を生み、市価をおしあげる結果を生んでいる。しかし、その反動は動乱休戦の見通しとともにいち早く現われ、26年9月を頂点として卸売業の倒産旋風が吹きすさぶことになる。

この間、医薬品生産高は国民所得の年平均伸長率とはほぼ同率の伸長を示したが、ペニシリン以外は未だ成長途上にあり、この時期の競争は量産品の流通経路上の間屋間競争が乱

売の形態で表面化し、29年頃現金問屋乱売が主要都市に限定されていたものが、34年にはほぼ全国的にひろまり深刻化した。この対策の一環として再販制度(再販売価格維持契約)が32年(1957)から発足している。

3) 高度成長期に突入

31～32年の神武景気、34～36年の岩戸景気をふまえて、36年(1961)薬業界は第一次高度成長期に入り、国民所得伸長率を大幅に上廻る20%以上の伸長率を39年(1964)まで持続する。

この伸長の内容は、いわゆる三大保健薬(ビタミン剤、ドリンク剤に代表される滋養強壮剤およびその他の代謝性薬剤)を主体とし、これに36年実施の国民皆保険制度による医家向製品の需要増が加わったものであった。

これはビタミン剤が新型B₁、誘導体の続出で、35年の32億円が40年には346億円と10倍以上の伸長を示し、抗生物質の生産も着実に伸び、30年119億、35年172億、40年585億となり、しかも37年10月抗生物質と副腎皮質ホルモン剤の使用基準が改正され、薬剤の使用順位の撤廃、適応症の範囲の拡大は、保険医療におけるいわゆる制限診療の撤廃を意味し、さらに36年6月から40年11月の薬価基準大改

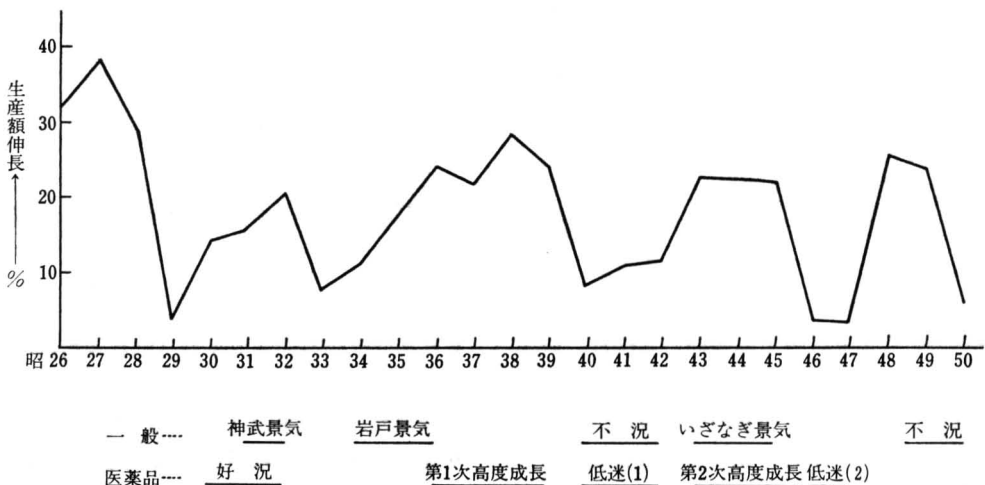
正(11.2%引下げ)まで薬価が据置かれていたという背景をもっていた。

なお、30年から32年の好況で基本的投資が一巡した業界が一部研究投資へとすすみ、35年には研究所整備強化がはかれるとともに技術革新によるオートメ化、大型化の設備投資が実行され、さらに倉庫、発送センターが整備されて、量産体制がととのってきた点もあわせ考慮されよう。

ここで高度成長を支えた主要因を考えてみると、まず海外技術の導入を中心とした新薬の連続的開発があげられる。これは多角的導入源をもち、そのルートの多岐性と個々のルートにおける導入期間の短縮化の積として現われる。しかもそれは技術革新の高密度な展開に支えられていた。

次に経済の高度成長とそれに伴う国民所得の増大があげられる。ビジネスサイクル(景気循環)の医薬品産業への影響は32%程度で残りの68%はそれ自体の中に求められるとされるが、表に示されるように医薬品生産額の伸長が一般景気におおむね対応していることが窺われる。

また、第一次高度成長の柱の一つがマスコミ品、大衆薬であった限りでは、民間放送、テレビの普及に伴う広告媒体の拡大があげられよう。さらに医療保険制度の拡充による需



要の安定的拡大がこれに加わる。

4) 医家向製品への傾斜

36年(1961)西ドイツに発生したサリドマイド事件は、37年5月日本での出荷停止、同年9月自主的販売中止措置となつて、医薬品の安全性に対する基本的問題がクローズアップされ、これを契機として医薬品研究開発の場における胎児動物試験法の策定となり、催奇性実験の義務化へと進展する。

一方、40年(1965)2月にアンブル入かぜ薬事件が起つた。

サリドマイド事件が医薬品の研究開発時の基本的問題として世界的基盤に立つものであったのに対し、アンブル入かぜ薬事件はあくまで日本ので同一次元で論ずべき問題ではなかった。後者は薬物相互作用や製剤学的安全性以前の問題を顕在化したものとして、大衆薬の販売姿勢につながる問題であった。

こうして、アンブル入かぜ薬事件は大衆薬市場に大きく反映し、40～42年の医薬品生産伸長率は国民所得のそれを下廻り、第一次低迷期を迎える。40年代前半のビタミン剤の横ばいは大衆薬路線の停滞の反映であるが、一方では抗生物質、中枢神経系用剤の急増が目立ってくる。

大衆薬から医家向製品への傾斜は、40年から急増する薬価基準収載品目の急増となつて現われる。しかし、それは新規品目の増加というよりは、同種同効品(me too drugs, いわゆるゾロゾロ品)の出現を意味し、42年10月設定の医薬品製造承認基本方針の実施前にすべり込み承認を得て、医家向市場に対処しようとするものであった。

こうして、いざなぎ景気を背景に、43年(1968)から第二次高度成長期に入るが、さきの第一次とちがってその内容は医家向製品(基本方針により医療用医薬品とよばれ、いわゆる大衆薬は一般用医薬品として明確に区分された)を主軸とするものであった。また、第一次がマスコミ中心の花々しい宣伝競争であったのに対し、第二次は医療機関を対象と

する販売条件という陰の流通競争で、流通対策が深刻化し、販売姿勢の適正化がさげばれるようになった。46年以降減益企業が続出するのは営業経費の急増によるもので、46、47年と戦後最底の伸長率のおち込みをみせ、46からはじまった医薬品再評価の実施は戦後30年間の新薬にとどまらず局方品をも対象にしている点で明治以降の医薬品の総点検・再出発でもあった。さらにGMP実施、兼業企業の出現、再販制度の規制、物質特許制度の実施、資本自由化、再編成の動きの中に、いわゆる薬禍問題の出現がからみあって、48年末の石油パニック(オイルショック)、物価上昇、一般不況の波をまともにうけて、49年後半から50年に及んで不況は深刻化を加え、戦後30年に至って製薬界は大きな試練期を迎えているのが現状である。

5) 薬業戦後史の資料・参考文献

本稿では統計資料等をいちいち掲げなかったため、それらの具体的資料については以下に掲げる成書や参考文献を参照されたい。

○年鑑・年報

- 薬事年鑑1951・1957・1961・1964年版(薬業経済研究所編、薬業時報社、昭26～)
- 薬業経済年鑑1968・1971年版(薬業経済研究所編、薬事日報社、昭42～)
- 国民医療年鑑1965～(日本医師会編、春秋社、昭40～)
- 医歯薬年鑑1954(同刊行会編、医歯薬出版、昭29)
- 医学年鑑1963(緒方ら編、医歯薬出版、昭37)
- 大阪医薬品協会年報、昭和26年版～(同協会編、同協会、昭26～)

○年表

- 日本医療保障発達史年表(朝倉幸治編、総合健保組合連絡協議会、昭32)
- 戦後社会保障年表(至誠堂、昭42)
- 戦後日本衛生史略年表(医学史研究会、昭42)

- 日本医事大年表（中野操，思文閣，昭47）
- 年表・戦後医療の30年（からだの科学臨時増刊，日本評論社，昭50）
- 戦後医薬品産業史年表 上・中・下（二場・石田編，医薬ジャーナル9巻4号～6号，昭48）
- 薬務局年表（最近の薬務行政昭和37年版付録，昭37）
- 日本で研究創製された医薬品年表（日本新薬協会編，同会，昭47）

○行政

- 厚生省二十年史（厚生問題研究会，昭35）
- 厚生白書（厚生省大臣官房企画室編，昭31～）
- 最近の薬務行政（厚生省薬務局編，薬務公報社，昭35～）
- 薬価基準総覧（日薬連保険薬価研編，同会，昭42）
- 七人委員会の報告（厚生省保険局編，全国社保協会連合会，昭30）
- 薬価をめぐる諸問題（薬務公報社編，同社，昭43）

○全般

- 医薬品（日本産業調査会編，五月書房，昭30）
- 薬業経営論（吉田甚吉，評論社，昭37）
- 製企薬業社の現状と考察（製企会，薬業時報社，昭40）
- 日本の医薬品産業（薬業時報社編，同社，昭48）
- 医療産業（水谷千伍，東洋経済新報社，昭44）

- 医薬品業界（吉田甚吉，教育社，昭50）
- 戦後の医薬品流通史（1～5）（二場邦彦，医薬ジャーナル8巻5号～9号，昭47）
- 戦後前期の製薬企業史（1～4）（松村勝弘，医薬ジャーナル9巻3号～6号，昭48）
- 占領下における薬事衛生対策（1～20）（常松巳一，医薬ジャーナル6巻7号～8巻8号，昭45～47）
- くすりについての実態と世論，1952，1963（同調査委，大阪府，昭27，昭38）

○新薬

- 最近の新薬1～（薬事日報社編，同社，昭26～）
- 日本の新薬史（同史刊行会編，薬業時報社，昭44）
- ペニシリンの歩み1946～1961（日本ペニシリン協会編，同会，昭36）
- 化学療法剤のあゆみ（日本新薬協会，薬事日報社，昭48）
- 近代薬物発達史（宗田一，薬事新報社，昭49）

なお，いわゆる“告発もの”と出版界でいわれる薬禍・薬害関係の著作があり，薬業戦後史を考える場合に同時代史資料とし活用・参照さるべきものの中にはある一方，独断的見解も少なからずみられ，玉石混合であるが，その全貌をつかみ得てないので，そのリストアップはまたの機会にしたい。

さらに，社史等についてもかなりの数が次々と刊行されているが，これについても今回は略することにした。

◎書評

・小野蘭山 本草綱目啓蒙 本文・研究・索引 杉本つとむ編著 B 5 版 p. 978 早稲田大学出版部 1974年刊, 20,000円.

『本草綱目啓蒙』には初版本(1803)の外再版本(1811~29) 重修版本(1844) 重訂版本(1847)の4書がある。先般、杉本博士(早大文学部教授)によって上梓された完全影印本は、今日では稀覯本の仲間に入っている初版本を底本にしている。

影印本の巻頭に杉本博士は、序にかえて「江戸本草と『本草綱目啓蒙』の成立」を論述し、さらに巻末83頁を費し、博士の研究報文1、『本草綱目啓蒙』の方法、2、『本草綱目啓蒙』と方言、3、小野蘭山—その人と学問、を集録した上に、4、年表、5、資料を附け加えている。

しかし、『本草綱目啓蒙』の白眉は衆目の一致するとこと、地域社会の生活文化に直結している約1万語に及ぶ植物方言名の収録である。影印本はこの膨大なる方言名を整理し、114頁に及ぶ索引にまとめ上げているから、この労作は原本の利用価値を数倍に引上げている。

さて、李時珍『本草綱目』はわが国の風土医学、江戸期の商売往来に初めて登場した「医者衆」にとり、座右の書として須要なものであった。その序例には漢方薬式の基本、配合禁忌、相反法薬・服薬食忌・妊娠禁忌など、医者衆の服用しておくべき初歩的基本を掲げてある。そして各論にはまず各種漢薬の正名を掲げ、その項目に①釈名(古来からの別名とその由来)②集解(産地・採集・形状)③修治、④気味と毒性、⑤主治・主効、⑥発明・薬理説、⑦附方などが薬学的に述べられている。

蘭山はこの『本草綱目』を自家籠中のものとして『本草綱目啓蒙』の編纂に当たっているものと杉本博士は見做しているが、蘭山の記述は『本草綱目』の項目①、②の範囲にとどまり、それは自然物の名とその生産の紹介であって、本草(薬学)書の内容と性格にはほど遠いものである。すなわち、本書に先行す

る『大和本草』(1709)や『和漢三才図会』(1713)の内容に比すればこの相異点は容易に理解され得る。

また現在の立場で『啓蒙』の内容を観ずれば面喰うことが多い。例えば「蒼耳」の項において、『綱目』に掲げる同物異名「卷耳」をミミナグサに擬定していることはまだしも、他の異名に殆んど触れることなく、しかも『綱目』に扱ってない医書から多くの異名を紹介している。

また「山豆根」(杉本博士はサントウコンと訓ず)の項においては、その対応植物として、イシャダオシ、センブリ、ヤマニガキ、ヤマニガ、ミツカン、クララ、ミヤマトペラなど本邦個有の風土植物の名まであげている。

従って杉本博士が論述する如く、『本草綱目啓蒙』の内容は『本草綱目』の啓蒙書でないばかりか、それは「本草」の啓蒙書としての体もなしてない。いうなればその内容は蘭山の考えた、「本邦に生産する『本草綱目』の薬物の対応物とその同効代用薬」を語ろうとしているものであろう。

かく観ずれば『本草綱目啓蒙』の板行は、江戸中期以降盛行した物産誌板行の一環として理解さるべきものであろう。(三浦三郎)

・薬 その安全性(砂原茂一著). 1976年11月 岩波書店刊, 岩波新書(青版) No. 984, 280円.

10年前、同じ著者による「医者とくすり」(東大出版会)が刊行され、薬の効果の科学的評価について、われわれ薬学を専攻する者にとって、啓蒙されるところが少なくなかった。

本書は、その後10年来変らぬ薬についての基本的な著者の持論に併せて、薬の安全性について、その科学的知識の普及を図るために、近來続出する“薬害”について前著の内容を補った点で、高く評価されよう。

まず、大きな社会問題ともなったサリドマイドによる薬禍事件の発現以来の精細な史的経過をたどりつつ、その予見性、臨床的推定、行政と企業の対応について述べ、“サリドマ

イド事件は、薬学・医学・行政・企業に対するきわめて貴重な、そして痛恨にみちた教訓であって、薬についての人類の考え方を変え、各国の薬事法を一変させる契機ともなった”としている。

また、キノホルムに関しては、実に発売以来50余年も経過している臨床面の薬歴の古いものであるにも拘わらず、問題化した原因は奈辺に在るかを、多数の報告、資料等をもとに追究し、如何に適正な薬剤の用法・用量あるいは吸収・分布・代謝・排泄等の実態をつかむことが至難であるかを示した。

薬の功罪の判定は、その有効性と安全性の如何にかかっており、著者は“薬のおかげでどれほど多くの人の命が助かっているか”しれない。しかし、すべての薬はなくてはならないものではないし、薬はいつも必要欠くべからざるときだけに使われているともいい難い。そして、薬には多かれ少なかれ副作用がついてまわるのだ”と記す。

「副作用」については、“一つの化学物質（またはその組み合わせ）が、人間（多くは病気に悩んでいる——）と出会う場合に起るいろいろな反応のうち、その個体にとって好ましくないものを取り出して副作用と名付けた。したがって、それは、(1)薬そのもの、(2)薬の使い方、(3)患者の体、という三つの条件

に支配される”。そして、＜副作用の種類と病状＞をはじめ、副作用の起るメカニズムについて、(1)過量、(2)非耐容（強過ぎる反応）、(3)副次的反応、(4)特異体質、(5)過敏症、(6)二次効果、(7)薬剤相互作用、等を挙げて多くのページを費やしている。これらはすべて、後年、新薬の開発あるいは医療制度の変遷史を物語る時代背景を併せ考えるとき、少なからぬ反省を促すに違いない。

なお＜個体の側の条件＞年齢・性・病気、個体差、人種差、＜安全性の確かめ＞前臨床試験、動物から人間へ、臨床試験、＜副作用情報＞モニタリング、＜医原病＞日常の被害、その制御、被害の救済、等に各章を分ち広い視野から現況から将来へ向って多くの問題を提起している。

最後に＜薬の安全性をたかめるために＞国のなすべきこと、企業の責任、医学の怠慢、に加えて、“現代は薬過信と薬不信が奇妙に入りまじった時代、そのような状況の中で薬の功罪について正しい理解をもち、自分自身や家族の病気の場合にとるべき道を誤まらないということは容易なことではない”として、幾つかの提言を記している。

著者は東京大学医学部卒業、臨床薬理学、現職は国立療養所東京病院長。（吉井千代田）

— 会 務 報 告 —

- ◆ 第24回薬史学会集談会は11月27日（土）に東京理科大学薬学部・大学院ゼミナール室で催された（13時30分～17時）。

テーマ：漢方製剤をめぐる諸問題（話題提供者は吉井千代田氏）。20数名の参加者であった。

薬史学雑誌投稿規定 (1975年4月決定)

1. **投稿者の資格**: 原則として本会々員であること (共著者はこの限りではない). 会員外の原稿は編集委員会の承認を経て掲載することがある.
2. **原稿の種類**: 原稿は医薬の歴史, およびそれに関連のある領域のものとする. ただし他の雑誌 (国内国外を問わない) に発表したもの, または投稿中のものは掲載しない.
 - (i) **原稿**: 著者が新知見を得たもので和文, 英文のいずれでもよい. 原則として図版を含む刷り上り 8 頁以内 (英文は 6 頁以内) とし, 刷り上り頁数は偶数であることがのぞましい.
 - (ii) **ノート**: 原報にくらべて簡単なもので, 断片的あるいは未完の研究報告でもよい. 和文・英文どちらでもよい. 図版を含む刷り上り 2 頁または 4 頁とする.
 - (iii) **史伝**: 医薬に関係した人, 所, 事蹟等に関する論考, 刷り上り 6 頁以内とする.
 - (iv) **総説**: 原則として本会から執筆を依頼するが, 一般会員各位の寄稿も歓迎する. そのときは予め連絡していただきたい. 刷り上り 6 頁以内とする.
 - (v) **雑録**: 見学, 紀行, 内外ニュースなど会員各位の寄稿を歓迎する. 刷り上り 2 頁以内とする.
3. **原稿の体裁**: 日本薬学会投稿論文執筆規定 (ファルマシア第 4 巻 1 号に掲載されている) に従うこと. 和文は楷書で平かな混り横書とし, かなずかいは現代かなずかいをを用い, 漢字は止むをえない場合のほかはなるべく当用漢字で書くようにつとめること. なお原報およびノートには簡潔な英文要旨を著者において作成添付すること (英文の場合は和文要旨を同様に付すこと).

和文原稿は薬学会所定 400 字詰原稿用紙またはこれに準じたものを用いること (原稿用紙 4 枚が刷り上り 1 頁にほぼ相当する). 英文原稿は良質厚手の国際判 (21×28cm) の白地タイプ用紙を用い, 黒色で 1 行おきにタイプ印書すること.
4. **原稿の送り先**: 本原稿 1 部, コピー 1 部を「(郵便番号 101) 東京都千代田区神田駿河台 1-8, 日本大学理工学部薬学科内, 日本薬史学会 滝戸道夫」宛に書留で送ること. 封筒の表に「薬史学雑誌原稿」と朱書すること. 原稿到着日を受理日付とし, 到着と同時に投稿者にその旨通知する.
5. **原稿の採否**: 原稿の採否は編集委員会で決定する. 不採用または原稿の一部訂正を必要とするときはその旨通知し, 編集技術上必要があるときは原稿の細部の体裁を変更することがある.
6. **投稿料, 別刷料および図版料**: 投稿者はその原稿が印刷発行されてから 1 カ月以内に, 原報, ノート, 史伝, 総説 (依頼されたものを除く) は和文刷り上り 1 頁につき 800 円, 英文刷り上り 1 頁につき 1,200 円を払込むこと.

版下料, 凸版料, 写真製版料については別に実費を申し受ける.

著者には別刷 50 部を送付する. 規定以上の別刷部数を希望するときは, 投稿の際にその部数を申込むこと. 50 部をこえる分については実費を徴集する.
7. **正誤訂正**: 著者校正を 1 回行なう. 論文出版後著者が誤植を発見したときは, 発行 1 カ月以内に通知されたい.
8. **発行期日**: 原則として毎年 6 月および 12 月の 2 回とし, 各 20 日を発行日とし, 受理年月日順に掲載する.



素肌すべすべ、いい感じ。

素肌にやさしい思いやり。お風呂あがりに顔・ひじ・ひざ……ザーネですべすべマッサージ。ビタミンA・D・Eで素肌がしっとりとうるおいます。ザーネは素肌のクリームです。



こんなときどうぞ…

肌荒れ／荒れ症／ヒフの栄養／ヒフの乾燥と保護／雪やけ・日やけ／ひげそり負け／かぶれ・ただれ／ひび・あかざれ／さめ肌／にきび

ザーネ・クリーム ビタミンA・D・E配合

包装 30g・250円、80g・500円、150g・850円